



# 1億6,000万円

## 早めの対策でみんなが笑顔に。 元気なうちにはじめる相続対策

2015年から施行された新しい相続税制により、今まで相続税が発生しなかった資産規模の人にも相続税が発生する可能性が出てきました。私もライフプランニングを行う中で、相続や生前贈与に関するご相談がとて増えています。今回は、押さえておきたい相続税の基本をお話したいと思います。

まず、相続税は相続財産が一定の金額を超えた場合に発生します。その一定の金額のことを基礎控除額といいます。基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人(民法上定められた相続できる人)の数」で計算されます。例えば法定相続人が3人の場合、相続財産が4,800万円以下であれば相続税はかかりません。

また、配偶者が相続する場合は、1億6,000万円と法定相続分のいずれか大きい額までは相続税がかかりません(配偶者の税額の軽減)。配偶者や同居している親族などが自宅を相続

する場合にも、自宅の土地評価額を大幅に下げることができます(小規模宅地等の特例)。国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」によると、相続税がかかった方の割合は8.0% (改正前の平成26年は4.4%)。12人に1人の割合となっております。「うちは大丈夫だわ」とホッとした方も多いのではないのでしょうか？

しかし、「相続税がかからない=相続でもめない」ではありません。相続人が複数いる場合、財産を分けやすくしておく等の「遺産分割対策」は、どのご家庭でも必要です。また、次に配偶者が亡くなった時の二次相続も視野に入れておきましょう。

相続への備えは、自分たちの老後資金をしっかり確保したうえで実行するもの。早めに始めることによって、対策の選択肢が増えます。まずは退職後のライフプランやマネープランを立てることからはじめていきましょう。



 Sony Life

ライフプランナー  
相続診断士

**土屋 敬** (つちや たかし)

山形生まれ。退職金の活用や老後資金の準備、マイホームの購入・改築時の資金計画、相続対策等、年間200世帯以上のライフプランニングを行なっている。好きなものは「ビール」と「美味しい食べ物」。ファイナンシャルプランナー、トータル・ライフ・コンサルタント、住宅ローンアドバイザー等。2017 MDRT 成績資格会員(11〜)。

※上記は、平成29年7月現在の税制・税率に基づき作成しております。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。個別の取扱いにつきましては、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

### ■お問い合わせ先

#### ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社 第3営業所  
ライフプランナー 相続診断士 **土屋 敬** (つちや たかし)  
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル15F  
募集文書登録 SL17-3630-0066

**☎022-296-5472** (平日9:00~17:30)

takashi\_tsuchiya@sonylife.co.jp 携帯電話 090-9538-2463

\*ご記入いただきましたお名前・ご生年月日・ご連絡先につきましては、セミナーご出席の確認ならびにソニー生命およびグループ各社の各種商品の情報提供、サービス等のご案内にのみ利用させていただきます。

土屋敬

検索

<http://www.doyakei.com>

**無料**

りらく読者限定

**ライフプラン  
個別相談実施中**

生命保険の相談だけでなく、将来の生活設計や老後資金準備、退職金の活用、住宅ローン、相続・贈与、資産運用などについてもお気軽にご相談ください。

■申込方法(完全予約制) / 電話・Eメールにて(左記参照)。名前・連絡先・希望日時・主な相談内容をご連絡ください。